

緊急自動車手続きの流れ(届出)

① 警察署で構造等の審査

必要書類等

- 届出書 1通(余白に「審査済み」記載入り)
- 申請する自動車(前後左右の写真1部でも可、用途別の塗色を施し、かつ、赤色の警光灯が備え付けられたもの)

- ・ 「審査済み証明書」を受け取り、関係書類とともに陸運支局へ

② 陸運支局での手続き

- 自動車検査登録・構造変更検査登録・記載事項変更登録
(車検証に緊急自動車又はこの自動車は使用者の事業により特殊用途に該当である旨記載されます。)

③ 公安委員会(窓口は警察署)への届出申請

必要書類

- 届出書 3通(余白に「届出済み」記載入り 1通、余白記載なし 2通)
- 記載事項変更後の車検証(写) 3通
- ナンバーの入った自動車前後の写真 2部

- ・ 「届出があったことを証明する」旨記載された届出書を受理

④ 警察署で届出確認証を受理(申請手続き完了)

- ・ ①で受けた審査済み証明書及び③で受けた届出書を届出確認証と引き替え
- ・ 受け取った届出確認証は申請車両に備え付けてください。

※緊急自動車として使用しないこととなったときは、速やかに届出確認証を申請した警察署に返納してください。